

補助対象経費について

<留意事項>

- ・ 交付決定後に発注し、事業実施期間内に支払いを終えるものが補助対象となります。分割払いは期間内に支払う分のみが対象となります。クレジットカード払いは、決済日ではなく、口座からの引き落とし日をもって支払日とみなします。

なお、各種決済手段によって、ポイント等が付与される場合は、付与ポイント相当額は補助対象経費から除外します。

- ・ 商品やサービスの販売については、テスト販売に係る経費は補助対象となりますが、本格的な販売に係る経費は対象外となります。

※テスト販売…試作品や新商品を限定された期間などで不特定多数の人に対して試験的に販売し、商品仕様、顧客の反応等を測定・分析し、試作品に改良・修正を加えて本格的な生産・販売活動に繋げるための販売。

- ・ 各対象経費は次のとおりですが、対象経費となるか判断がつかない場合は事前に御相談ください。 事後的に報告があった場合は、対象外経費となり、自己負担となる場合がありますのでご注意願います。

経費項目	内容
人件費	展示会・商談会等に係る人件費
報償費	外部の専門家に支払う経費 ・ 金額が社会通念上妥当であることが必要
旅費	出張または外部専門家の招へい等に要する交通費、宿泊費 ・ 事業遂行における必要最小限の人数とすること ・ 合理的、経済的な経路、交通手段によること（交通手段によっては、行程表が必要。） ・ バック料金、割引料金等も対象 ・ 旅程に他の業務が含まれている場合は採択事業に係る分のみ ・ 飛行機を使用した場合は航空券の半券が必要 ・ やむを得ない理由でキャンセルした場合のキャンセル料は対象（理由書が必要） ・ ガソリン代及び高速道路使用料金は、本事業のために使用した分のみ ※グリーン車、ビジネスクラス等の加算された料金は対象外 ※ホテルのスイートルーム等の必要以上に高額と判断される宿泊料は対象外 ※ガソリン代については、出発日または前日に満タン給油をして、帰着日または翌日に再度満タン給油をすること
消耗品費	取得価格が5万円未満のもの

印刷製本費	チラシ、パンフレット、カタログ等の印刷・製本にかかる経費 ・採択事業実施者が対外的に使用するものが対象 ・採択事業以外の内容を含む場合は採択事業に係る分のみ ・完了報告の際に成果物が必要
郵便料	切手代等
手数料	弁理士費用、翻訳費用等 ※振込手数料や割賦手数料など支払いに附随するものは対象外
広告料	テレビ等での広告掲載費、展示会への出展費、賞への応募費用等 ・採択事業以外の内容を含む場合は採択事業に係る分のみ
運搬料	運送料、荷造費等
委託料	採択事業実施者が他の事業者へ委託する経費 ・委託内容を契約書や仕様書等で明らかにすることが必要 ・採択事業実施者に成果物等が帰属することが必要
使用料・賃借料	会場使用料、機器・備品等のレンタル料、リース費用等 ※建物等の賃貸借に係る保証金、敷金、礼金等は対象外
原材料費	試作品の開発や試験等にかかる経費（自身で生産しているものは除く）
備品購入費	機器・備品等の購入費（1点5万円以上のもの） ・補助金を充当できる上限額は、設備の整備費と合わせて、原則として2年度で100万円 ・購入した備品等を処分制限期間内に処分する場合は、市の承認を得ること。処分制限期間については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）のとおり
設備の整備費	機器材の購入、修繕等に係る経費 ・補助金を充当できる上限額は、備品購入費と合わせて、原則として2年度で100万円 ・購入した機器材等を処分制限期間内に処分する場合は、市の承認を得ること。処分制限期間については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）のとおり
その他	販売促進活動に必要な経費で上記のいずれも該当しない経費 ・必ず事前相談が必要